

事業報告書	
医療法人整理番号	00424
報告期間	令和4年10月1日 至 令和5年9月30日
1 事業報告書の概要	
(1) 名称	医療法人社団 大治会
分類①	社団 (出資持分あり)
分類②	その他
分類③	基金制度不採用
事務所の所在地	岐阜県
市区町村	八百津町
町名・番地	八百津3926番地
建物名	従たる事務所の記載はこちら
(3) 設立認可年月日	平成9年9月1日
(4) 設立登記年月日	平成9年10月1日
(5) 理事長の氏名	伊佐治
役員及び評議員の人数	亮平
役員及び評議員	6 記載はこちら
2 事業の概要	
(1-1) 本来業務 (病院、診療所)	記載はこちら
(1-2) 本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	記載はこちら
(2) 附帯業務	記載はこちら
(3) 収益業務	記載はこちら
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら
(7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設	記載はこちら
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら
(9) その他	記載はこちら

分類①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

理事長を含む人数を記載すること。

(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

全ての指定内容について記載しても差し支えない。

当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
----	-------	------	------------	------	------	------

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間 (開始日～終了日)

(注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

日付

他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

様式 2

法人名 医療法人社団 大治会
 所在地 岐阜県加茂郡八百津町八百津 3 9 2 6 番地

※医療法人整理番号	00424
-----------	-------

財 産 目 録
 (令和5年9月30日現在)

1. 資 産 額	983,396 千円
2. 負 債 額	283,443 千円
3. 純 資 産 額	699,953 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	493,133
B 固 定 資 産	490,263
C 資 産 合 計 (A+B)	983,396
D 負 債 合 計	283,443
E 純 資 産 (C-D)	699,953

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

貸借対照表
 令和5年9月30日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	493,133	I 流動負債	189,813
現金及び預金	309,281	支払手形	0
事業未収金	166,112	買掛金	12,670
有価証券	0	短期借入金	38,436
たな卸資産	8,940	未払金	4,630
前渡金	0	未払費用	28,404
前払費用	9	未払法人税等	71
その他の流動資産	8,791	未払消費税等	0
		前受金	0
		預り金	105,570
		前受収益	0
		その他引当金	0
		その他の流動負債	32
II 固定資産	490,263		
1 有形固定資産	464,192	II 固定負債	93,630
建物	224,653	医療機関債	
構築物	9,150	長期借入金	83,807
医療用器械備品	8,018	繰延税金負債	
その他の器械備品	6,704	その他引当金	
車両及び船舶	10,871	その他の固定負債	9,823
土地	204,378		
建設仮勘定	0		
その他の有形固定資産	418		
2 無形固定資産	1,520	負債合計	283,443
借地権	0	純資産の部	
ソフトウェア	98	科目	金額
その他の無形固定資産	1,422	I 出資金	10,000
3 その他の資産	24,551	II 積立金	689,953
有価証券	0	代替基金	0
長期貸付金	0	繰越利益積立金	689,953
保有医療機関債		その他積立金	
その他長期貸付金			
役員等長期貸付金		III 評価・換算差額等	0
長期前払費用	13,040	その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産	0	繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	11,511		
		純資産合計	699,953
資産合計	983,396	負債・純資産合計	983,396

- (注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。
 2. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
 リストにない勘定科目がある場合は、原則リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

法人名 医療法人社団 大治会
 所在地 岐阜県加茂郡八百津町八百津3926番地

医療法人整理番号	00424
----------	-------

損 益 計 算 書

自 令和4年10月1日

至 令和5年9月30日

(単位：千円)

科目		金 額	
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
	1 事業収益		1,065,374
	2 事業費用		
	(1) 事業費	1,056,498	
	(2) 本部費		1,056,498
	本来業務事業利益		8,876
B	附帯業務事業損益		
	1 事業収益		
	2 事業費用		
	附帯業務事業利益		0
C	収益業務事業損益		
	1 事業収益		
	2 事業費用		
	収益業務事業利益		0
	事業利益		8,876
II	事業外収益		
	受取利息	28	
	その他の事業外収益	44,023	44,051
III	事業外費用		
	支払利息	933	
	その他の事業外費用	13,264	14,197
	経常利益		38,730
IV	特別利益		
	固定資産売却益	186	
	その他の特別利益	109,458	109,644
V	特別損失		
	固定資産売却損	13	
	その他の特別損失	382,200	382,213
	税引前当期純損失		233,839
	法人税・住民税及び事業税	246	
	法人税等調整額		246
	当期純損失		234,085

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること（自動表示）。
 2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。
 3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
 リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

様式6

監事監査報告書

医療法人社団 大治会
理事長 伊佐治 亮平 殿

私は、医療法人社団 大治会の令和4会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月25日
医療法人社団 大治会
監事 高井 直樹